NEWS REPORT

近づく金融円滑化法終了で深まる地方金融機関の苦悩

「中小企業金融円滑化法」の期限が今年度末で終了する。企業延命に役割を果たしてきたが、事業再生に至らず、倒産してしまう企業が増えている。同法の適用下にある取引先を多く抱える地方金融機関の課題は少なくない。

（本誌／鈴木崚広）

「信金・信組」の取引先倒産が拡大

「金融円滑化法は企業にとって単なる時間稼ぎ。適切な企業淘汰が進まず、経済にとってプラスにはならなかった」。ある金融関係者は語る。企業延命を目的に、資金繰りの緩和を目指した円滑化法だが、「猶予期間に事業にメスを入れることができず、金融機関や取引先への支払いが滞ったまま廃業した企業が少なくない」という。破綻の先延ばしに利用されつつも、企業の事業内容の改善が十分進んでいないという問題点がある。

金融庁が目指す円滑化法の"出口戦略"の行方が問われている

同法は、亀井静香元金融・郵政改革担当大臣の肝煎りで、リーマンショック後に経営状態が悪化した中小企業を救済する目的から2009年12月に施行された。金融庁は、金融機関に対して資金繰りに悩む中小企業の貸付条件の変更に応じる努力義務を課している。事業の改善を円滑に進める目的で2回の延長が実施されたが、13年3月末には期限が切れる。しかし、同法を利用して返済猶予や金利減免といった条件変更を受けながらも、業績改善に至らずに倒産する企業が急増している。帝国データバンク（TDB）の統計によると、12年4～9月における円滑化法利用後の倒産は180件超と前年同期比の約2倍となった。倒産原因の多くを「販売不振」が占め、出口戦略が見いだせなかったことがうかがえる。

円滑化法の適用を受ける中小企業を主要顧客として抱えるのが地方金融機関だ。TDB調べでは、同法利用後で12年に倒産した企業におけるメーンバンクの内訳は、「都市銀行」が09年末～11年末比で5・0％減の16・5％、「地方銀行」が3・2％減の44・6％だったのに対し、「信金・信組」は7・8％増の37・1％に拡大。同社産業調査部の早川輝之氏は、「規模の大きくない地方金融機関の取引先は予想以上に財務内容が悪化している」と指摘する。

金融機関は期限切れを見据えて、苦境に陥る取引先への支援策を講じている。資金面でのサポートや相談強化はもちろん、12年に入ってからは企業再生ファンドを組成する取り組みを活発化させている。茨城県の常陽銀行や北海道の北洋銀行などは、投資銀行などと組んで再生ファンドを創設。岡山県内の金融機関は10月15日に、独立行政法人中小企業基盤整備機構や同県信用保証協会などと共同で「おかやま企業再生ファンド」を設立した。中小機構は地方金融機関と協力して、今年度中に全国で累計10カ所程度のファンド組成に参画する見込みだ。円滑化法終了に危機感を抱く金融機関の意向を受け、例年に比べてファンドへの出資ペースが速いという。機構とともに「おかやま企業再生ファンド」に出資する中国銀行は、「民間と公的機関のノウハウを活用して事業再生に力を発揮したい」と意気込む。

事業再生と不良債権リスクの間で板挟み

各種の取り組みが実行される中、金融機関の苦闘は続く。そもそも、円滑化法は金融機関の従来からの融資姿勢を一変させてしまった。施行前は、返済不能になった企業に対して原則的に条件変更には応じず、担保にしていた不動産の売却や定期預金口座の解約などを求めていた。それが現在では、企業からの貸付条件の変更依頼に対して9割強の割合で応諾している。「最初は法律自体に無理があると思っていたのに、今では終了後の状況に戦々恐々としている」と話す金融関係者。この言葉が再生支援の難しさを物語っているようだ。

現在、円滑化法の適用を受けている企業は30万～40万社とされる。今後、企業の一層の倒産増加も予想される中で、同法の期限は残り3カ月を切った。大手地銀役職者は「債務圧縮や事業再生に関する相談など、幅広い支援を行っても、倒産を阻止するのは簡単ではない」とため息を漏らす。日本経済は景気減速が続いており、ビジネスマッチングを始めとする事業振興支援を行っても、なかなか成果につながりにくい状況だ。政府は出口戦略の一環として、金融機関らを中小企業支援者として認定し、企業活力の強化を目指す「中小企業経営力強化支援法」を12年8月に施行したものの、実効性には疑問符が付く。同法の概要に盛り込まれた経営状況の分析や事業計画の策定支援に関しては、金融機関や税理士法人などはとっくにノウハウを蓄積済み。認定を受けることで、すぐに企業の再生実績につながるとは考えにくい。

円滑化法セミナーで「中小企業を倒産の危機から守りたい」と話す藤間秋男・TOMAコンサルタンツグループ理事長

金融機関は取引先の事業再生と不良債権を抱えるリスクの間で板挟みの状態だ。企業経営の支援を行うTOMAコンサルタンツグループの藤間秋男理事長は、「金融機関は相談機能を十分発揮し切れないまま、債務整理が必要な企業への対応に苦慮している」と説明する。金融機関は、同法の適用を受けた融資先の選別を開始。都市銀行や大手地方銀行などは法案終了後の倒産を見越して、貸倒引当金の積み増しを行っている。地銀関係者からは「融資額の多いメガバンクや大手地銀が法律終了後も、地場企業と取引を継続するのか非常に気掛かりだ」という声が聞こえる。

一方で、中塚一宏・前金融担当大臣は昨年10月の記者会見で、金融機関に対して「法律が終了しても、借り手に対して親身に条件変更に応じてほしい」と呼びかけた。金融庁は期限切れ以降も、法律以上の拘束力があるとされる検査・監督などを通じて、金融円滑化に向けた取り組みを定着させる狙いだ。国の政策に翻弄されながら、再生支援と不良債権処理の間で厳しい選択を迫られ、金融機関のジレンマはますます深まるばかりだ。